

生活保護法指定介護機関制度について

生活保護の方に対して介護サービスを提供するには、介護保険法に基づく事業所の指定だけでなく、生活保護法に基づく事業所の指定が必要です。令和3年4月現在、生活保護法指定介護機関制度は下記のとおりとなっておりますのでご参照ください。

生活保護法による指定を受けるには…

申請書等に必要事項を記入し、次のいずれかに提出してください。

- ① 事業所が市内に所在する場合……所在する市の市役所内の生活保護担当課
又は県庁の地域福祉課
- ② 事業所が町村内に所在する場合……所在する町村を管轄する県事務所の福祉課
又は県庁の地域福祉課

ア 平成26年6月30日までに介護保険法による指定又は開設許可を受けた事業所

⇒申請書と指定の欠格事由に該当しない旨の誓約書を提出

イ 平成26年7月1日以降に介護保険法による指定又は開設許可を受けた事業所

⇒自動的に生活保護法による指定を受けたものとみなされるため、生活保護法に基づく指定手続は不要。

※ただし、指定が不要である旨の申出書を提出したときは、指定を受けたものとはみなされません。

指定介護機関の廃止、変更について

指定介護機関が名称等を変更、もしくは事業を休止・廃止する際にも届出が必要です。

手続名	手続内容
変更届	・事業所の名称・所在地、開設者の名称・住所等に変更があった場合
休止・廃止届	・事業の休止又は廃止(介護保険事業者番号が変更となった場合を含む)をする場合

不適切な事案への対応

1. 過去の不正事案への対応

介護サービスに関して必要と認める場合は、指定介護機関の管理者であったもの等についても報告徴収や検査等の対象となります。

2. 不正利得の徴収金

偽りその他不正な手段により介護の給付に要する費用の支弁を受けた指定介護機関は、その返還するべき額のほか、100分の40を乗じて得た額以下の金額が徴収される場合があります。

※各種様式は、岐阜県ホームページ(<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/6279.html>)からダウンロードできます。

岐阜市の様式は、岐阜市ホームページ(<https://www.city.gifu.lg.jp/kenko/seikathushien/1005021/1005024.html>)からダウンロードできます。

申請者が同じでも、岐阜市内の事業所は申請先が岐阜市役所となります。

岐阜市内の事業所の方は岐阜市役所生活福祉一課管理係(058-214-2384)にお問い合わせください。

岐阜県 地域福祉課
電話 058-272-1111(内線 2648)